

# 令和6年度建設工事下請負等実地調査の結果について

令和7年3月21日

秋田県建設部建設政策課

県では毎年度、県発注工事における下請契約の適正化等を図るため、下請契約の内容や下請代金の支払状況等を調査し、元請負人に対して指導等を行う「建設工事下請負等実地調査」を実施しているが、令和6年度実地調査の結果については、次のとおりである。

## 1 令和6年度調査の概要

### (1) 実施時期

令和6年10月下旬から令和6年12月下旬まで

### (2) 調査対象数・実施方法等

県発注工事の元請負人の中から、低価格で受注した者や過去に指導を受けたことがある者など36者を選定し、さらに当該元請負人と下請契約を締結した下請負人の中から、下請代金の大きい者など61者を選定して、それぞれ調査を実施した。

【実施件数97者】 昨年度実施件数98者（元請負人36者・下請負人62者）

	調査対象数	実施方法	調査項目
元請負人	<u>36者</u>	立入調査	施工体制台帳の整備状況、下請契約・代金支払の状況等
下請負人	<u>61者</u>	書面調査	元請負人からの不当な要求・しわ寄せの有無等

※下請負人については1元請負人当たり1～数者程度を選定した。

## 2 令和6年度調査の結果

全ての元請負人（36者）に対して、見積書の徴収や契約の締結、下請代金の支払等に関する指導（口頭指導35者・文書指導28者）を行った。

また、下請負人に対する書面調査では、下請代金の額が不当に低いと申告した下請負人はおらず、下請負人へのしわ寄せ等の事実は確認されなかった。

【文書指導（28者）の概要】

指導内容	指導件数（昨年度）
労働災害防止対策経費の負担者を明確にすること。	25者（25者）
書面により見積依頼・契約締結を行うこと。	8者（15者）
施工責任範囲及び施工条件を明確にすること。	3者（4者）

※ 複数の指導を受けている元請負人がいるため、調査対象数と指導件数は一致しない。

## 3 令和6年度調査結果の周知徹底等

調査結果については、建設業団体に対する文書送付、ホームページへの掲載、各種説明会での資料配付等により周知し、法令遵守の徹底を図っていく。

## 令和5年度建設工事下請負等実地調査の結果について

令和6年3月15日  
秋田県建設部建設政策課

県では毎年度、県発注工事における下請契約の適正化等を図るため、下請契約の内容や下請代金の支払状況等を調査し、元請負人に対して指導等を行う「建設工事下請負等実地調査」を実施しているが、令和5年度実地調査の結果については、次のとおりである。

## 1 令和5年度調査の概要

## (1) 実施時期

令和5年9月下旬から令和6年1月下旬まで

## (2) 調査対象数・実施方法等

県発注工事の元請負人の中から、低価格で受注した者や過去に指導を受けたことがある者など36者を選定し、さらに当該元請負人と下請契約を締結した下請負人の中から、下請代金の大きい者など62者を選定して、それぞれ調査を実施した。

【実施件数98者】 昨年度実施件数154者（元請負人50者・下請負人104者）

	調査対象数	実施方法	調査項目
元請負人	<u>36者</u>	立入調査	施工体制台帳の整備状況、下請契約・代金支払の状況等
下請負人	<u>62者</u>	書面調査	元請負人からの不当な要求・しわ寄せの有無等

※下請負人については1元請負人当たり1～数者程度を選定した。

※調査対象数が減少した理由は、国指導を受けた翌年度に受注した県工事を調査対象にすることとしたため、今年度の調査対象から除外した結果である。

## 2 令和5年度調査の結果

全ての元請負人（36者）に対して、見積書の徴収や契約の締結、下請代金の支払等に関する指導（口頭指導36者・文書指導29者）を行った。

また、下請負人に対する書面調査では、下請代金の額が不当に低いと申告した下請負人はおらず、下請負人へのしわ寄せ等の事実は確認されなかった。

## 【文書指導（29者）の概要】

指導内容	指導件数（昨年度）
労働災害防止対策経費の負担者を明確にすること。	25者（10者）
書面により見積依頼・契約締結を行うこと。	15者（9者）
施工責任範囲及び施工条件を明確にすること。	4者（2者）

※ 複数の指導を受けている元請負人がいるため、調査対象数と指導件数は一致しない。

## 3 令和5年度調査結果の周知徹底等

調査結果については、建設業団体に対する文書送付、ホームページへの掲載、各種説明会での資料配付等により周知し、法令遵守の徹底を図っていく。